

第1章. はじめに

1. バリアフリー新法施行の背景と目的

①バリアフリー新法の概要

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、2015年には国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。

平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

一方、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m²）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

さらなる高齢化への対応や障害者の社会進出等への対応に向けて社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が平成18年12月20日に施行されました。

《バリアフリー新法に盛り込まれた新たな内容》

◇対象者の拡充：

交通バリアフリー法やハートビル法では「高齢者、身体障害者等」と定めていましたが、新法では身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者等のすべての障害者を対象とします。また、「障害者等」の「等」には、妊産婦、けが人等が含まれます。

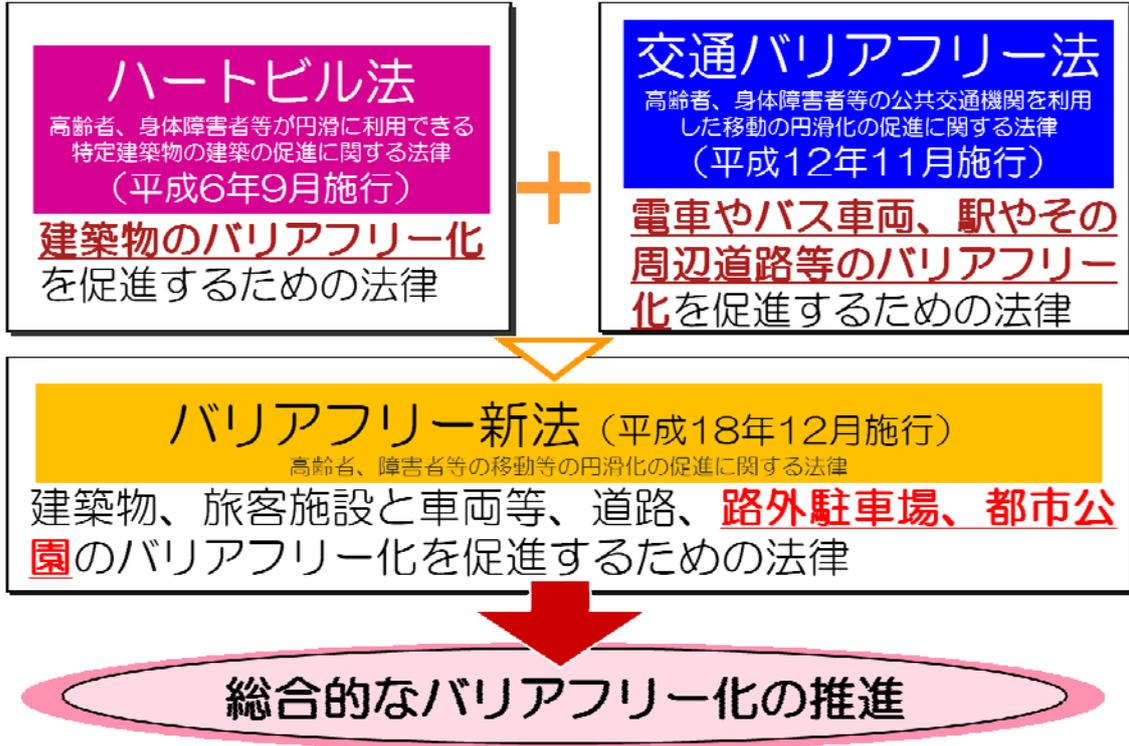
◇対象施設の拡充：

交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路およびハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象として追加されました。

◇基本構想制度の拡充：

移動等の円滑化を図ることが必要な地区である重点整備地区の要件は、交通バリアフリー法では「特定旅客施設（1日の利用客数が5,000人以上）」と呼ばれる大規模な旅客施設の周辺のみ限定されていましたが、バリアフリー新法では「1日の利用客数が5,000人に満たない旅客施設の周辺」や、「そもそも旅客施設が存在しない地区」にまで拡充されました。

【バリアフリー新法の施行】



【バリアフリー新法の対象となる施設】

《交通バリアフリー法・ハートビル法で対象だったもの》

旅客施設および車両等 道路 建築物

《バリアフリー新法で新たに対象となったもの》

福祉タクシー ※ 路外駐車場 ※ 都市公園

※対象となる路外駐車場

①路外の駐車場（駐車場法第2条第2号）、②面積500㎡以上、③有料の3つを満たすもの

※対象となる福祉タクシー

高齢者や障害者等の輸送を目的とした、車いす、寝台のまま乗降できるリフト等を備えた車両

◇法律の枠組み：

【バリアフリー新法の基本的枠組み】

基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等の際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等の際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の誘導制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者や障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者や障害者等により構成される協議会を設置

協議

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って特定事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

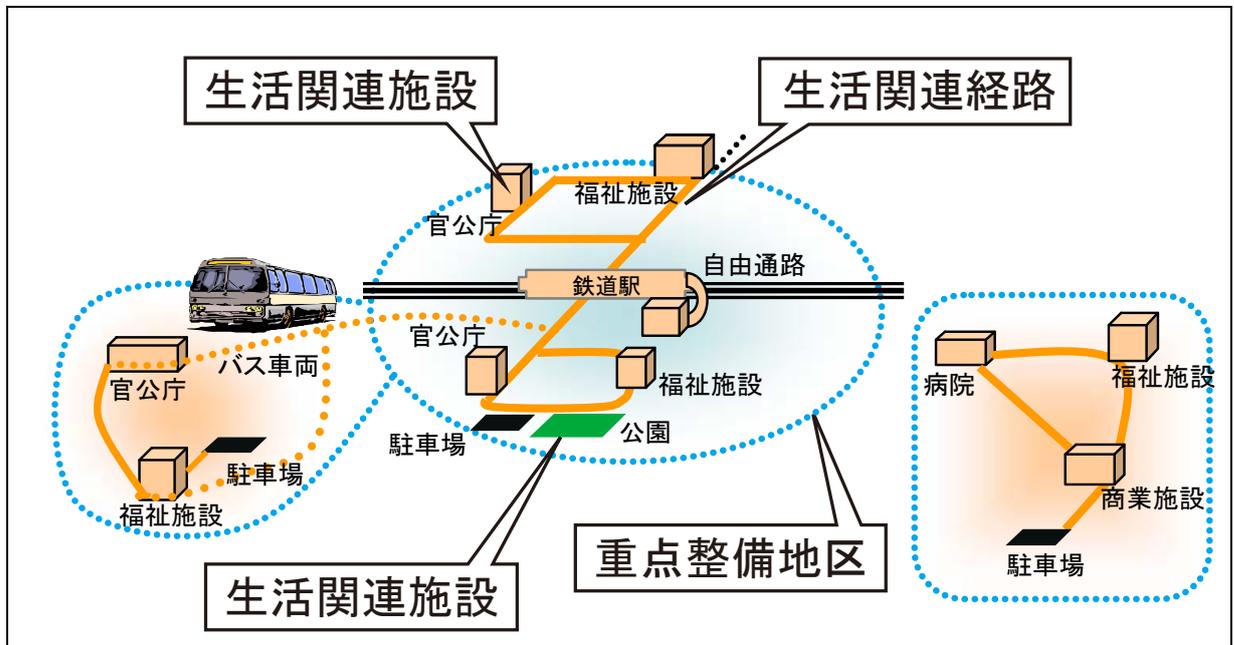
- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

②バリアフリー基本構想に定める事項

ア 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

地域の実情に応じた具体的かつ明確な目標を設定するとともに、生活関連施設および生活関連経路の選定とバリアフリーに関する事項を定めます。

【重点整備地区のイメージ】



イ 重点整備地区の位置および区域

下記の要件を考慮し、重点的にバリアフリーを推進する地区を重点整備地区として位置づけます。

【重点整備地区の要件】

- 生活関連施設の集積性（配置要件）
 - 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設や福祉施設等の特別特定建築物が3以上あること
 - 地区の面積はおおむね400ha未満（半径約1km圏域未満）
 - 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲
- 移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）
 - 高齢者や障害者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が高いこと
- 総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）
 - 社会参加の機会、勤労の場の提供等都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能なこと

ウ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

生活関連施設及び生活関連経路を特定し、各々の事業実施の必要性等バリアフリー化に関する基本的な事項を定めます。

エ 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

特定旅客施設や生活関連施設並びに生活関連経路において実施すべき特定事業およびその他の事業に関する事項を定めます。

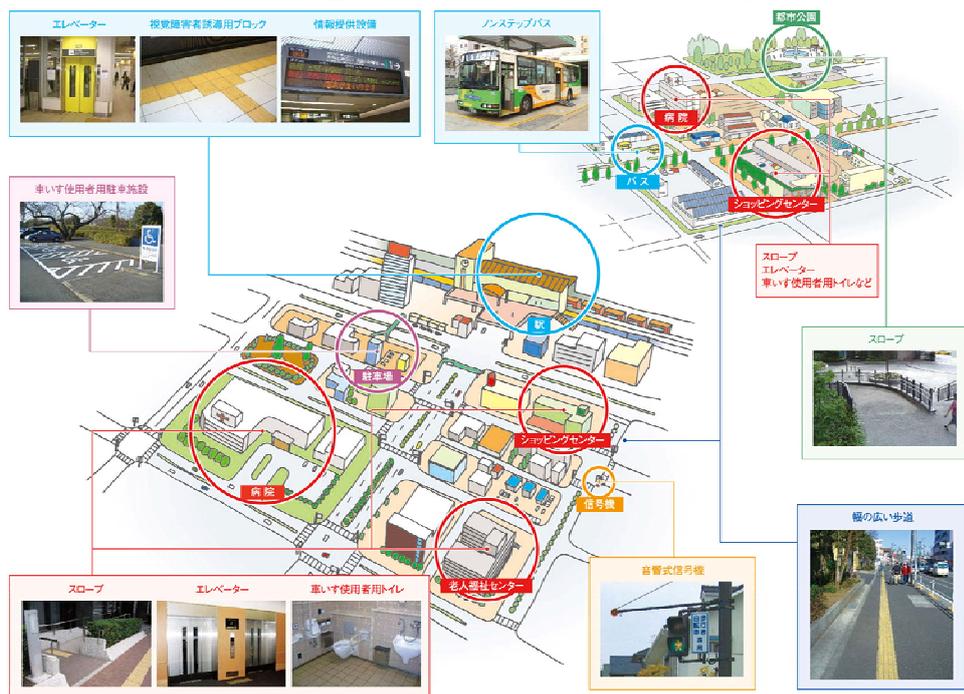
【想定される特定事業の内容】

鉄 道	エレベーター、多機能トイレ、券売機の改修、案内サイン、鉄道車両、ホームの改修（乗降口とホームとの間隔・高低差） 等
バ ス	低床バス車両、バス停の整備（ベンチ、上屋、バス情報案内等） 等
福祉タクシー	福祉タクシー車両 等
建 築 物	エレベーター、スロープ、多機能トイレ、案内サイン 等
道 路	歩道の改良、視覚障害者誘導用標示、交通規制 等
信 号	音響式信号機、発光ダイオード信号機 等
公 園	スロープ、点字情報案内板 等
駐 車 場	車いす専用駐車スペース 等
ソフト施策	心のバリアフリーの推進に向けた啓発活動 等

オ 重点整備地区における移動等円滑化に関するその他の事項

特定事業の施設の周辺において実施される面的整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）がある場合、整備対象施設の構造、配置等についてのバリアフリー化の必要な事項を定めます。

【バリアフリー基本構想による整備イメージ】

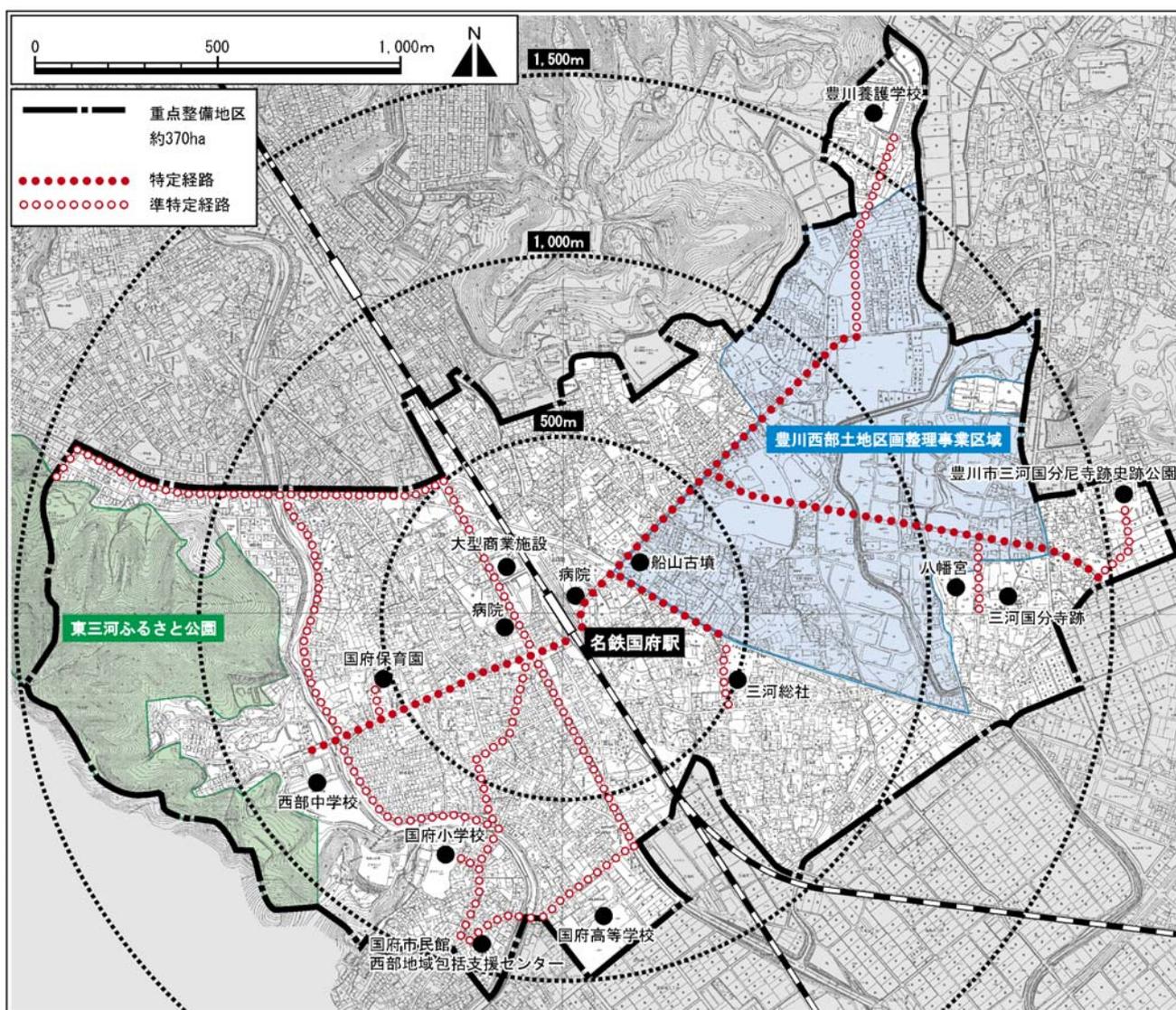


2. 豊川市バリアフリー基本構想策定について

①豊川市バリアフリー基本構想策定の状況

豊川市では、平成18年3月に豊川市交通バリアフリー基本構想を策定しました。名鉄国府駅周辺地区を重点整備地区に指定し、国府駅および駅から周辺の公共施設へ至る経路（特定経路・準特定経路）について、バリアフリー整備を実施中で、引き続き本基本構想の重点整備地区として位置づけるものとします。

【重点整備地区の区域とバリアフリー化を図るべき経路図】



②基本構想策定の必要性と意義

○移動等の円滑化を推進するためには、旅客施設や公共施設をはじめとする生活関連施設に加え、その周辺の移動経路を構成する道路、駅前広場、信号機等を含めた、重点的・一体的な整備が必要です。

○重点的・一体的な整備のためには、地域の実情に応じて、旅客施設や生活関連施設、道路等の移動経路の施設設置管理者等である公共交通事業者、各生活関連施設の管理者、道路管理者、公安委員会等の多岐に渡る関係者と市が連携し、各々の取り組みの整合をとることが必要です。

○効率的かつ効果的なバリアフリー整備を行うためには、高齢者や障害者等の利用者の積極的な参画を促し、理解と協力を得るとともに、施設設置管理者等への確に意向を伝えられる仕組みを構築することが求められます。

効率的かつ効果的な事業の推進を図るためには、あらかじめ整備の方針と計画を定めておくことが重要です。

③本基本構想の位置づけと計画期間

本基本構想は、「バリアフリー新法」および「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第5次豊川市総合計画」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画の整合を図り、策定するものです。

